

松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

改正素案の主な概要

1. 墓地の設置場所について市民生活における良好な環境も確保を図るための基準を追加
2. 墓地経営の要因である永続性の確保のため、民法第34条に規定する財団法人を削除
(現 行) (改正案)

第7条 (許可の基準)

<p>1. 宗教法人の墓地及び納骨堂の経営は、市内に主たる事務所を有し、永続的に自己の所有地に設置した墓地を営営することが前提になっています。</p> <p>2. 民法第34条の規定により墓地等の経営を目的に設立された公益法人についても同様です。</p>	<p>1. 墓地及び納骨堂の経営ができる宗教法人は、宗教法人法第2条に規定する宗教活動の範囲内に限り認める方向に改正する。</p> <p>2. 新規の墓地及び納骨堂の設置場所を、自己の所有地から自己の所有地で、主たる事務所が存する境内地、又はこれに隣接する土地に限定することに改正する。</p> <p>3. 民法34条の規定により墓地等経営を目的に設立された公益法人の取扱いについては公益法人制度の改革に伴い条文を削除する。</p>
---	--

第8条 (墓地の環境基準)

<p>1. 墓地の環境基準に、墓地を設置する場合の距離の規制が、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離について規制されていない。</p> <p>* ただし、2000平方メートル以上の墓地については50メートル以上の距離を設けることを規制しています。</p>	<p>1. 墓地の環境基準に、墓地を設置場合は住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離を50メートル以上とする規制を設ける。</p> <p>*ただし、墓地の規模に関係なく境内墓地及び隣接する墓地以外の新設墓地について適用する。</p>
---	---

第9条 (墓地の施設基準)

<p>1. 墓地の区域面積が1,000平方メートル未満の墓地には、境界内側に3メートル以上の幅の緑地を設けることの規制はしていません。</p>	<p>1. 境界内側に3メートル以上の緑地帯を設定しなくてよい規準を、1,000平方メートル未満から500平方メートル未満に変更する。</p>
---	---

第10条 (2000平方メートル以上の墓地の基準)

<p>1. 2000平方メートル以上の墓地については、住宅等の用に供する敷地から墓地の区域までの距離は50メートル以上であることの規制をしています。</p>	<p>1. 2000平方メートル以上の規模の大きい墓地については、100メートル以上とする規制を設ける。</p>
--	--